

中世の伊予府中と在地諸勢力

はじめに

府中とは国衙や守護所などの政治機関を中心に、宿・市・津などを含みこんだ広い都市的な領域の呼称で、近年まとめられた小川信氏の著書によつて、都市府中の空間構成や機能、国衙・守護・寺社勢力などとの関わりが詳細に説明された。¹⁾ 府中のあり方を探ることは諸国の地域社会秩序を考える上で不可欠の課題であることが広く認識されるようになってきたと言えよう。

筆者は以前に発表した小論²⁾において、中世の伊予府中のあり方について一定の見通しを述べた(以下、旧稿と呼ぶ)。しかし、中世伊予府中に関する文書史料は僅少かつ断片的なものであるため、旧稿では伊予府中の構造や機能の概観にとどまらざるをえなかつた。また、地名や伝承・系図類など、文書史料以外の二次的なデータの調査も不十分であった。最近、筆者は再び伊予府中に関する調査・報告の機会を与えられた。³⁾ これを機に、あらためて伊予府中のデータを集め直し、そのあり方

を再考してみることにした。

川 岡 勉
(日本史学研究室)

一 伊予国府と在庁官人

伊予府中には、国府の所在した越智郡の平野部を中心に、その周辺部まで包摂した広い地域が含まれる。従来、伊予国府の位置をめぐっては様々な学説が提示されてきた。主な説を列挙するだけでも、① 古国分説、② 出作説、③ 町谷・松木説、④ 上徳説、⑤ 中寺説、⑥ 八町説などがある。しかし、活発な論争にもかかわらず、いまだ国府の位置は確定されていない。とくに最有力候補地である上徳周辺では、再三の発掘調査が試みられたけれども、遺構の検出には至っていない。

近年、八町遺跡から貿易陶磁器や大量の須恵器などが出土して注目を集めた。出土遺物は八〜十三世紀代に及び、最も資料が豊富なのは十二世紀後半から十三世紀初頭だと言う。⁴⁾ 中でも、九州以外では平安京や国防国府など官衙的地域から出土する越州窯系青磁Ⅱ類の検出や、国衙の役人が用いた可能性のある石帯の石飾りの出土などは、付近に官衙的な

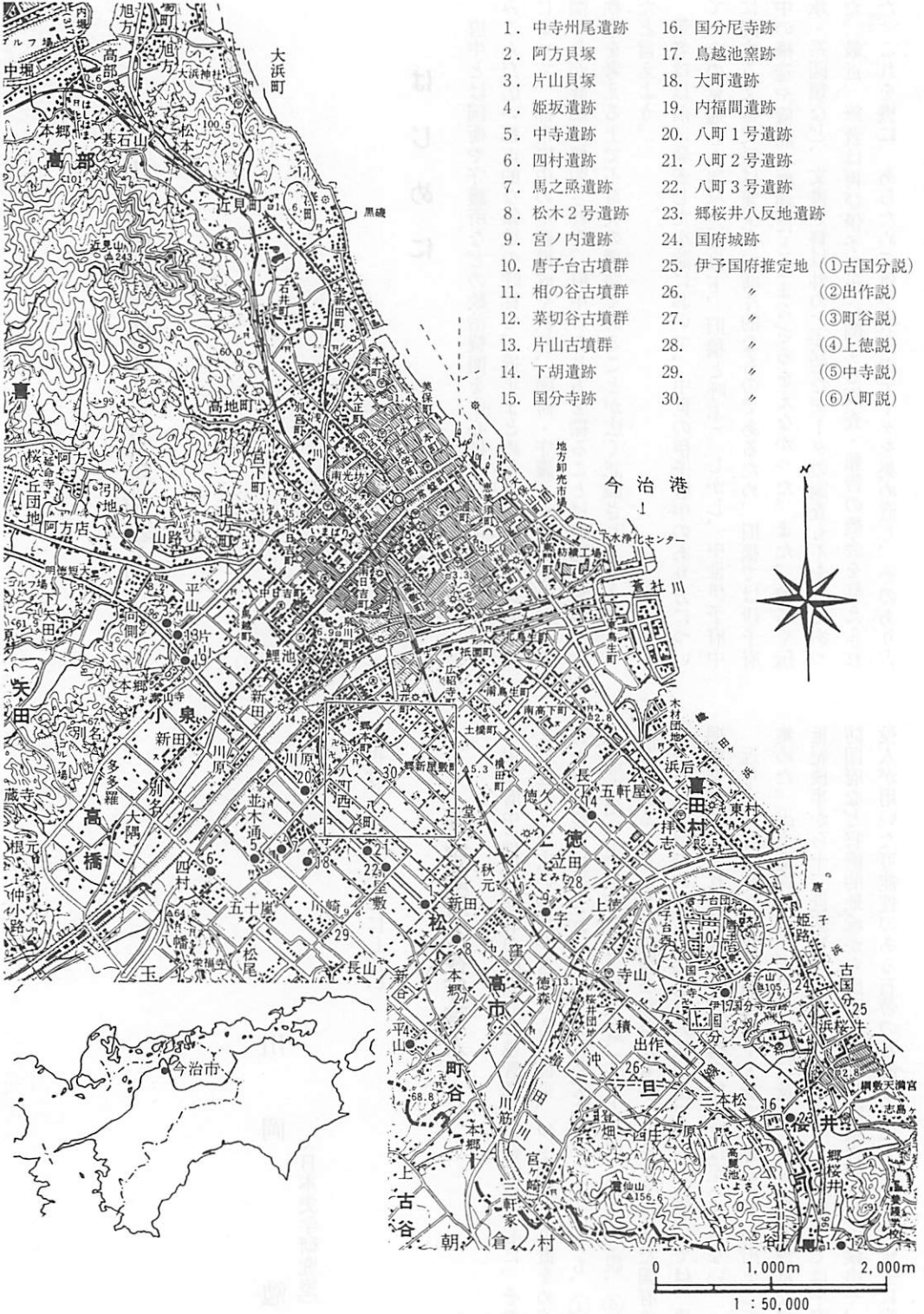


図1 遺跡分布図

(今治市教育委員会「八町1号遺跡 — 2次調査区 —」掲載図に加筆)

施設の存在を窺わせる。また、八町に近い中寺遺跡でも、中世集落と多数の国産・輸入陶磁器が出土している。⁵。また国府跡が確定されたと言える段階ではないものの、八町・中寺地域が有力候補地として浮かび上がってきたことは間違いないであろう。

諸国の国府研究によれば、主要官道が国府域内を貫通したり国府近傍を通過したりするケースが少なくない。また、主要官道と国府の中軸線が直角に交差する地点が「十字街」と呼ばれる事例もみられる。伊予の場合で考えてみると、今治平野を走る官道である南海道が、桜井・山路を結ぶラインであったことは既に明らかになっている。⁶。伊予国府がこのラインの近くに存在した可能性は高い。それが八町周辺であったとすれば、付近に南海道と直交する中軸線が認められるかもしれない。そうした目で観察してみると、八幡山からまっすぐ北東に伸びて鳥生に至る線上に、多数の寺社や居館などが存在することが注目される。⁷。この地域は蒼社川右岸の自然堤防上に位置し、安定した立地条件を保持している。また、条里制の遺構が良好に残る地域でもある。

中世の八幡山には、伊加奈志社・石清水八幡宮・能寂寺・三島新宮社・佐礼寺（仙遊寺）など多数の寺社が存在し、丘陵全体が聖域を形成していた。伊加奈志社は「延喜式」神名帳に登載された式内社であり、国府の惣社であったとする伝承が残されている。⁸。眼下を流れる蒼社川は、近世までは総社川と書かれていた。伊加奈志社に隣接する石清水八幡宮は、鎌倉期には一宮（三島社）と肩を並べる有力神社であった。海岸から伸びる府中の中軸線が山塊にぶつかるところに石清水八幡宮が位置しているとすれば、それはまさに鎌倉における鶴岡八幡宮の位置に相当するとみることができよう。⁹。建武五年、足利方の武将鳥生貞実が府中に攻め入って南朝勢を八幡山に追い登らせている事実から、八幡山は府中後方の軍事的な要害でもあったことが知られる。¹⁰

中世の伊予府中と在地諸勢力

八幡山から下って北東方面に進むと、四村の仏城寺・三島神社、徳重の一之宮神社、中寺の石中寺・西念寺・橘神社、八町の楠本社・柑子神社・常明寺、郷の三島神社・常願寺・浄土寺・付囃寺などの寺社が存在している。このうち四村にある仏城寺は、前述の鳥生貞実が創建したと伝えられる寺院であり、彼の屋敷も八幡山から伸びるラインを海岸部まで延ばした鳥生地域にあったと思われる。八町にある楠本社も「延喜式」に載る古社である。長保二年（一〇〇〇）九月、伊予に下った大江以言が勧学会に列席して法華経などを聴講したとき、その会場となったのは楠本道場であったという。¹¹。これは、建長七年（一二五五）の「伊予国神社仏閣等免田注進状写」に見える楠本寺の前身であろうか。¹²。八町・中寺周辺に国府が存在していた可能性はかなり高いと考えられる。¹³

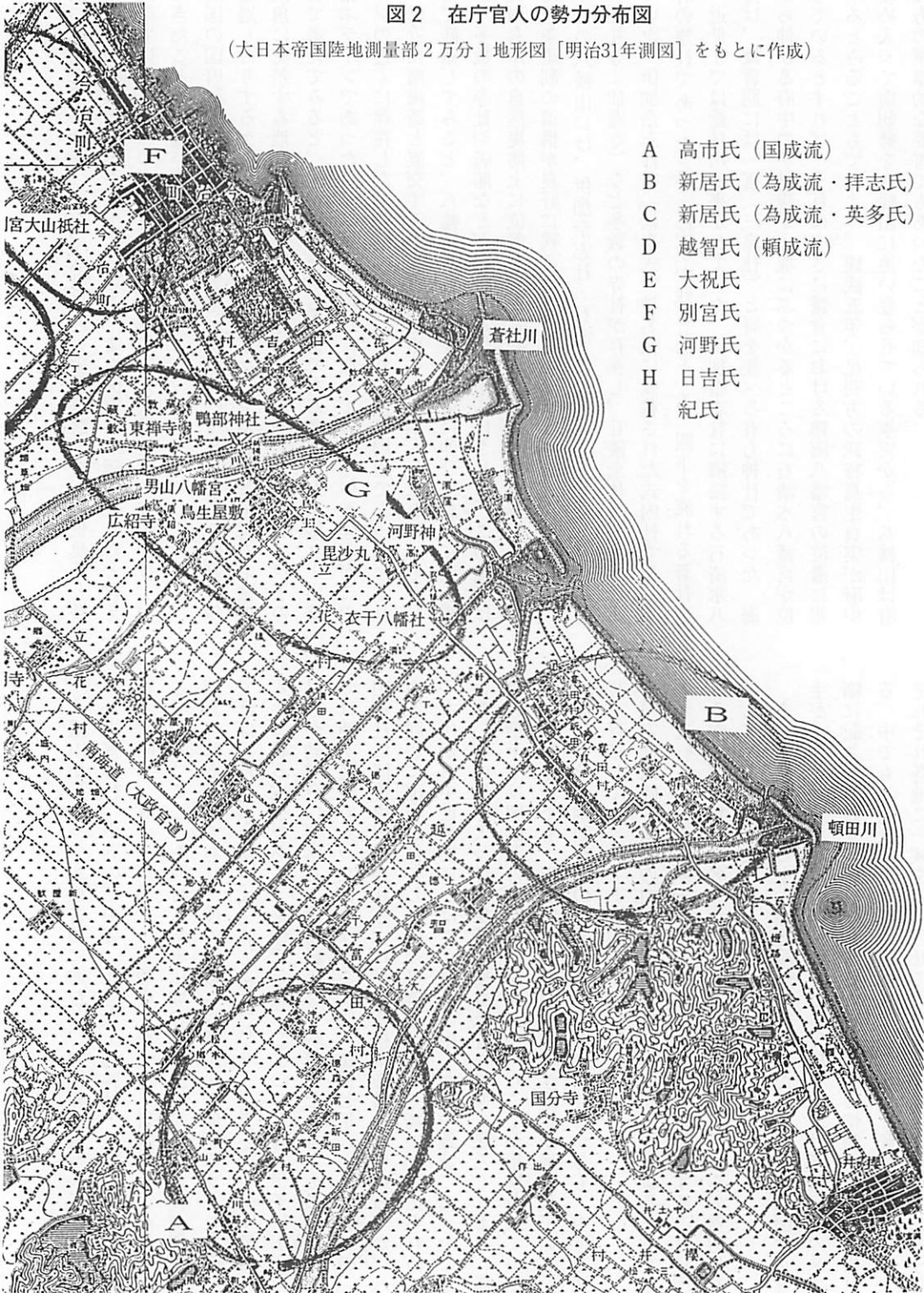
古代から中世前期にかけて、伊予の中心が府中地域であったことは疑いない。中世に入っても伊予国衙は重要な役割を果たしており、鎌倉時代の伊予では国衙領の比重がかなり高かったことが指摘されている。¹⁴。南北朝に至っても、田所宛行状や税所免田注進状が残されている。伊予国衙は、その権限行使の範囲を次第に縮小させながらも、中世を通じて長く存続して行くのである。

平安期以降、国府の内部や周辺では、在庁官人層による私的な土地所有が進行していたとみられる。その様相を正確に復元することは困難であるが、系図類や地名・ホノギ名などに拠りながら彼らの勢力分布を類推してみることにしたい。

まず、鎌倉時代の東大寺僧凝然が作成した「与州新居系図」が考察の手がかりとなる。¹⁵。この系図には、とくに越智為世以下の一族的系譜が詳細に記されており、伊予の在庁官人層に関する情報が数多く含まれている。中でも、為世の孫の代から国成流・為成流・頼成流などに分かれ、それぞれ各地に一族を分出させていたことが読み取れる。このうち国成

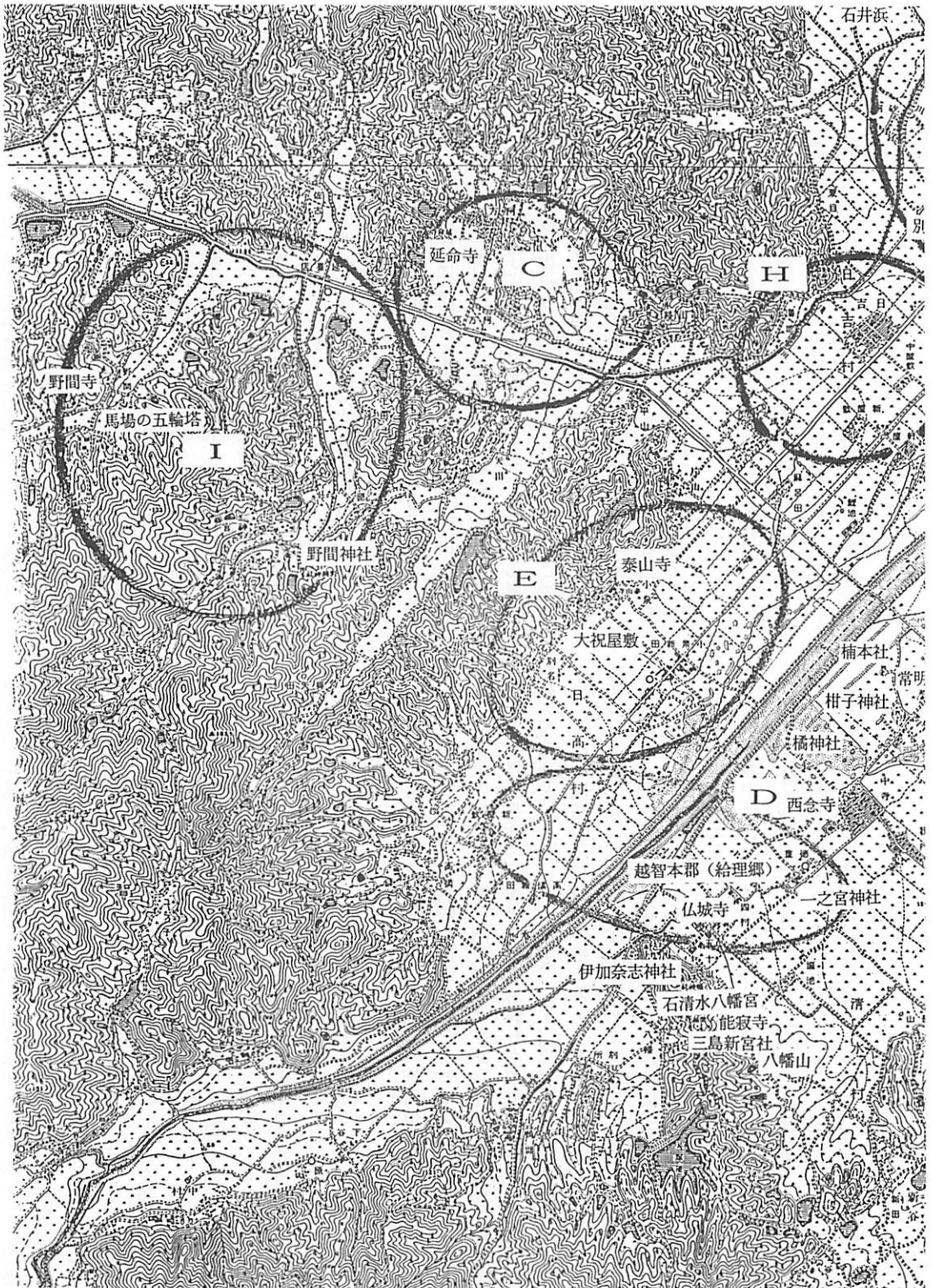
図2 在庁官人の勢力分布図

(大日本帝国陸地測量部2万分1地形図〔明治31年測図〕をもとに作成)



- A 高市氏 (国成流)
- B 新居氏 (為成流・拜志氏)
- C 新居氏 (為成流・英多氏)
- D 越智氏 (頼成流)
- E 大祝氏
- F 別宮氏
- G 河野氏
- H 日吉氏
- I 紀氏

川
岡
勉



は「越智大夫」と記されていて越智氏の惣領家であったことを窺わせ、その子成任は「越智新大夫」、孫長国も「越智大夫」と記されている。しかし、長国は「無子 他行」とも記され、この系統はここで途絶える。国成流でむしろ大きな勢力となったとみられるのは、成任の弟国義から分かれた高市氏である。この系統は代々「高市大夫」と記されていることから、頼田川上流の高市郷を拠点とした一流とみられる。系図からは国義の孫盛義が平清盛の烏帽子子になったことが読み取られ、伊予国衙に平氏の影響力が強まる中で、高市氏は平氏の家人となることで国衙内部における地位を高めたと考えられる。高市氏は、伊予郡をはじめとする道後平野南部にも勢力を扶植していった。

国成流が府中のうち頼田川上流の高市郷に拠点を定めたのに対して、頼田川下流の拝志郷を拠点としたのが、為成流である。為成流は一般に新居氏と捉えられ、為成の子成俊以降、代々「新居大夫」と記された者が一族の中心であった。新居氏は新居郡を本拠地としながら、伊予の東部一帯に広く一族を分出した。¹⁶府中周辺でいえば、為成が「拝志三郎大夫」と称し、その子孫にも「拝志大夫」「拝志三郎大夫」を称する者がつづくなど、拝志郷に為成流の拠点があつたとみられる。後年、この一族は桑村郡に観念寺という氏寺を創建するが、松原里・曾根里・胸高里・窪田里など拝志郷に分布する田地が観念寺に寄進されるのである。¹⁷一方、為成流からは「高橋大夫」や「英多大夫」と記された者も出ており、蒼社川上流の高橋郷や野間郡英多郷（山路・阿方・矢田）にも勢力を伸ばしたことが窺われる。

国成流や為成流が越智郡内にとどまらず諸郡に広く一族を分出しているのに対して、頼成流の活動は越智郡内にとどまる。そして、国成流で「越智大夫」の記載が途中で見られなくなるのに対して、頼成流において頼成の孫頼行、その子行盛に「小千大夫」の記載が現れる。これらの

事実は、頼成流が越智郡司の地位を国成流から継承し、これを根拠に勢力を確保していたことを表しているのではなからうか。建長七年「伊予国神社仏閣等免田注進状写」には、封戸田三町四反九十二歩が「越智本郡司」に給付されている。¹⁸中世に諸郷が分離していく中で、越智郡の中心部が「越智本郡」として残されたと考えられ、これを領知していたのが「越智本郡司」たる頼成流の越智氏ではなかったらうか。中世史料には、府中の能寂寺や桑村郡の観念寺の寺領に「越智本郡」の田地が検出され、それらが清水里・古浜里（八幡山の北東にあたる徳重周辺）などに分布していたことが判明する。²⁰越智本郡の前身は給理郷であつたとみられ、ここがかつて郡家が置かれた越智郡の中心部分であつたらう。頼成領越智氏は、この地域を拠点に勢力を確保していたと考えられるのである。²¹

伊予国一宮である三島社（大山祇社）の筆頭神官たる大祝氏が、蒼社川上流の高橋郷に大祝屋敷を構えていたことはよく知られている。字別名と字小泉の境には「堀ノ内」のホノギが存在し、北西裏手の丘陵（御鉾山）には大祝氏の守護神を祀る御鉾社が鎮座していた。御鉾山の南側は大祝墓地と伝えられ、鎌倉末・南北朝期の五輪塔群が検出されている。大祝氏は高橋・別名・小泉一帯を本拠地とする宗教領主として勢力を伸ばすとともに、有力在庁官人として国衙に対しても大きな影響力を保持していた。さらに鎌倉初期には、河野通信の配下で御家人役を勤めるよう定められた武士の中に三島大祝安時の名が認められ、鎌倉御家人でもあつたと考えられる。²²

別宮氏も中世初期に勢力を保持した武士団の一つで、やはり河野通信配下の御家人役勤仕者の中に、別宮大夫長貞・別宮新大夫頼高・別宮七郎大夫吉盛の名が見える。その名字からみて、別宮氏の本拠地は日吉郷別宮の地であつたと思われ、大三島の大山祇社から地御前として勧請さ

れた別宮大山祇社と深い関わりをもつ一族であったと考えられる。

風早郡河野郷を本貫地とする河野氏も、最初は平安末期に伊予の在庁官人として姿を現わす。治承・寿永の乱に際して父通清とともに平氏討滅に功績を挙げた河野通信は、『予章記』によれば府中の若松館に生まれ、幼名を若松丸と称したという。のち、通信は居館を若松寺とし、これが後に東禅寺と改められたという。この寺は通信の菩提寺とされ、通信は東禅寺殿と呼称されることになる。東禅寺の所在地は、「樹下」あるいは「樹ノ本」と呼ばれる地域で、蒼社川が瀬戸内海に注ぎ込む河口部左岸に位置する。蒼社川をはさんで東禅寺の対岸にある男山八幡宮は、もと「樹下鎮守八幡宮」と称して河野通有が宮崎より勧請したとする伝承をもつ。河口部から南西方向に進んだ字高下には河野神が祀られており、近くの衣干八幡社には河野親清が石清水八幡宮を勧請したとする伝承が残る。さらに、南北朝期には河野氏の館が郷毘沙丸に存在していたとする記述が「予章記」にあり、字高下に所在するホノギ「毘沙丸」は方形館の地割りを示している。

このように、府中の中で河野氏に関わる伝承が多く残るのは、樹ノ本から高下・衣干にかけて、すなわち蒼社川河口の海浜部であり、この付近に河野氏の拠点が置かれていたと考えられる。河野通信が鎌倉において屋敷を与えられた場所も由比方浜の近くであったことが指摘されており、河野氏は海の近くに拠点を構えることが多かったのではなかろうか。河野氏が治承・寿永の乱に際して兵船を率いて活躍していることからすれば、国衛の水運や兵船管理に関与していた可能性があり、河野氏は国衛の船所を掌握する存在であったとも考えられる。蒼社川河口部がその拠点であった事実は、こうした河野氏の存在形態とうまく符合するように思われるのである。

中世の伊予府中と在地諸勢力

紀氏などが挙げられる。日吉氏は、「与州新居系図」や「別宮系図」によつて、新居氏や別宮氏などと婚姻関係をとり結んでいたことが分かる。その本拠地は、名字の地である日吉郷であったものと考えてよからう。一方、紀氏は国衛田所を掌握する在庁官人としてその名が散見される一族である。紀氏もまた新居氏や別宮氏などと姻戚関係にあった。元亨二年（一三三二）の野間神社の宝篋印塔や嘉暦元年（一三三六）の馬場の五輪塔などに、紀氏の名が認められることから、紀氏は野間郡神戸郷（野間・神宮周辺）に拠点を保持していたと見ることが出来る。鎌倉初期の日吉・紀両氏は、ともに鎌倉御家人になったものらしく、河野通信の配下で御家人役を勤めるよう定められた武士の中に日吉四郎高兼・紀六郎太郎の名が認められる。²⁵

以上に挙げた諸氏が有力な在庁官人層として、それぞれ府中周辺に拠点を確保しながら、国務を分掌していたものと考えられる。平安末期の府中では、河野氏も国衛周辺に勢力を競う在庁官人の一つにすぎず、むしろ高市氏など積極的に平氏と結びついた一族が国衛内部で勢力を拡大させていたと見られる。²⁶しかし、治承・寿永の乱の過程で源氏と密着して急成長した河野氏は、府中においてもその勢力を飛躍的に拡大させたはずである。これに対して、平氏に付き従ってきた者たちは、当然ながらその勢力を減退させる。「与州新居系図」によれば、国成流のうち高市大夫を継承してきた者が見えなくなり、一族は井門・石井・浅生・近江・御谷など道後平野南部の地名を名字にもつ者に分解していく。平氏の没落と軌を一にして国成流は府中から姿を消していくのである。また、為成流においても、拝志大夫を継承してきた者が消えて桑村氏を名乗るようになる。為成流越智氏も府中の拠点であった拝志郷を捨てて、桑村郡の領主として生き残りははかつていったと考えられる。²⁷

一方、鎌倉時代になると、伊予府中には国衛のみならず守護所も設置

された。旧稿で指摘したように、鎌倉後期の史料によれば船が往還する海浜部に守護所が存在したように見受けられ、元弘三年（一一三三）閏二月十一日に忽那氏が府中の守護宇都宮貞宗館を攻撃して石井浜で合戦が繰り広げられているところからすれば、府中北方の石井浜周辺に守護所が存在していた可能性があるように思われる。

二 伊予府中と寺社勢力

府中は政治的にも経済的にも伊予の中心であったが、宗教的な面においても国衙は重要な役割を果たした。国司の任国支配が観念的には在地の神々による承認に根拠づけられていたため、国衙祭祀が重要な意味を帯びたと考えられるのである。²⁷ 久寿三年（一一五六）の伊予国司庁宣には、第一に恒例神事を勤行すべきこと、第二に神宝勸文を進上すべきことが述べられている。²⁸ 神事経営・神宝調進などの神祇興行が、国司の任地下向の最大の要務とされていたのである。しかし、国司の任地滞在が次第に短くなる中で、諸国で惣社が生まれ、つづいて「国鎮守」である一宮も成立する。惣社と一宮は、とくに国衙祭祀において重要な役割を担っていくのである。

一方、国分寺をはじめとする寺々も、国衙と密接な関係をもちながら勢力の確保をはかっていた。十四世紀に下る史料ではあるが、南朝方の知行国主西園寺大納言と守護河野通直が、伊予府中で「国之御沙汰始」を執り行っている。²⁹ その主たる内容は寺社興行策であり、国分寺をはじめとする道前部の寺々に禁制・安堵状・寄進状などが発給された。この沙汰を根拠として、応永十九年には国分寺が自らを「國中第一之寺」と称し、寺領の回復をめざす動きを示すのである。³⁰

鎌倉時代における伊予の寺社勢力のあり方を窺える希有な史料が、建

長七年（一二五五）に作成された「伊予国神社仏閣等免田注進状写」である。³¹ この史料は、国衙田所の紀氏の手によって免田・寺田・封戸田などが書き上げられたもので、国衙が寺社に対して様々な田地を保証していたことが読み取れる。文書の写が国分寺のみならず大三島にも存在するところからみると、この史料は国衙で作成されて各地の寺社に周知されたものと考えられる。

全体は、a「免田」、b「郷々折田」三十一町二反六十歩、c「寺田」五十三町二反六十歩、d「封戸田」五十五町七反二百歩、e「講経供料田」百八十六町三反百二十歩、f「臨時田」十四町二反六十歩、g「法花会」四町五反、h「治田」十八町八反三百歩、i「楽所」三十九町三百歩、j「道々外半人等」五十二町七反の、大きく十の部分から構成されている。このうち、概ね神社関係のものがa・d・e・f・g、寺院関係のものがc・hとみてよい。寺院に比べて神社の配分田数の大きさが目につく。この史料から、伊予の寺社勢力のあり方を探ってみよう。

寺院分から先にみると、c「寺田」には二十ヶ寺の田地、合計五十三町余が書き上げられている。そのうち最大は国分寺の十町二反、ついで佐礼寺の九町二反余、道雲寺の七町七反余と続く。国分寺の寺田が最大とはいえ、決して抜きん出たものとはいえない。二十ヶ寺中、国分寺・法花寺・八幡三味堂・佐礼寺・楠本寺の五ヶ寺は府中の寺々であり、田数でいえば「寺田」全体の半分以上の面積を府中の寺院が占めている。一方、同じ寺院分でもh「治田」十八町余のうち国分寺の田地はわずかに八反であり、府中の寺院が全体に占める割合は低い。「治田」とは私的な開墾によつて開かれた田地と考えられるから、府中の寺々の経営は国衙から保証される「寺田」に依存する面が強く、開発にはさほど熱心でなかったとも考えられる。

次に、神社分についてみると、「寺田」とほぼ同じ田数が認められる

のが、五十五町余のd「封戸田」である。このうち、三島宮が三十四町余と6割以上を占め、つづいて乃万宮が十四万余、伊与村宮が六町八反半、磯乃宮が二反である。ここに名前の見える神社は、すべて式内社であり、封戸田の所有を国衙から保証されてきた古社であった。中でも、一宮である三島社の勢力の大きさが窺われよう。

神社分目目を引くのはe「講経供料田」の多さである。百八十六町余のほる田数は、この注進状にみえるa・jまでのうちで最大である。「講経供料田」とは、神社で行われる各種イベントを運営する費用を捻出するための田地であり、最勝講・法華八講（春秋二季）・仁王講（長日四季）・大般若会（長日四季）・金剛般若会など、それぞれの法会ごとに諸社に仏供田や請僧分の田地が付与されている。寺院に保証された「寺田」と神社の「封戸田」がほぼ同程度の面積であるのに対して、神社の「講経供料田」は寺院の「治田」よりもはるかに大きい。神社は国衙に関連する各種の法会を執行することによって、寺院に優越する多くの田地を給付されていたと考えられる。

本史料の「講経供料田」の配分を詳細に検討し、伊予国内の重層的な宗教秩序の形成を論じたのが、上島享氏の研究である。³³氏は、伊予では国内諸社が階層的に編成され、それら全体で国内宗教秩序が構成されていたと述べる。すなわち、最勝講を行う惣社宮・八幡宮・三島宮が国内諸社のうち特別な地位にあり、この三社を頂点として各神社の格付けに応じ諸法会が重層的に配置され、全体で一国の宗教護持秩序が構築されていたとする。そして、とくに惣社では八幡宮・三島宮と異なり最勝講のみが行われることに注目し、その配分田地の多さからみて、惣社における最勝講が国内最重要法会であったと判断されるのである。

上島氏の議論は、惣社の地位をとくに重視する一方で、惣社・八幡宮・三島宮の三社が国内宗教秩序の頂点にあり、伊予ではこの三社が国

内鎮守として機能したとする点に特徴がある。³⁴しかし、この議論では惣社と八幡宮・三島宮との関係がどう捉えられるのか、明瞭ではない。惣社の最勝講が重要な法会であったことは確かであり、そのために配分される田地は、仏供田一町八反三百歩・請僧三町・本請分九町の合計十三町八反三百歩に及ぶ。これは、八幡宮・三島宮に比べると格段に多く、とくに八幡宮・三島宮には見られない「本請分」の給付が盛大な法会を支えていた。「本請分」がいかなる性格の田地であるかは残念ながら明らかにはできないけれども、この存在が惣社を特別な神社とさせている事情と関わっているものと思われる。

こうしたあり方に注目した場合、惣社と八幡宮・三島宮を一括りにして国内宗教秩序の頂点にあつたと総括するのは、惣社の果たす特別な役割が読み取れないことになる。同時に、それは惣社の勢力を過大に評価することにもなる。なぜなら、惣社では最勝講しか行われなかったため、「講経供料田」全体でみると、その配分田数は決して多くないからである。これに比べて、八幡宮と三島宮は最勝講に限れば惣社よりも配分田数が少ないとはいえず、そのほかに数々の法会を執り行うことによって全体として惣社よりも圧倒的に多くの田地を得ている。惣社の財政規模は、八幡宮や三島宮ばかりか三島別宮よりも小さく、十四町余の「封戸田」をもつ乃万宮にも及ばない。惣社は国衙に支えられて最勝講を行なうという活動に特化した神社なのであり、国衙の守護神という限定的な役割を帯びていたとみられる。

一方、八幡宮や三島宮は、地域社会に大きな宗教的影響力をもつ強大な神社であり、惣社とは明らかに性格が異なる。両社は、惣社とちがって数多くの法会を担うことで、国衙から沢山の免田を付与されていた。しかも、最勝講にそれぞれ三町二反、八講田に各十町、仁王講に各七町、大般若殿が各十三町二反という具合に、全く同じ田数が配分されて

表1 講経供料田(186丁3反120歩)の内訳(「伊予国神社仏閣等免田注進状案」より作成)

① 最勝講	20丁2反300歩		
惣社宮	13丁8反300歩	(仏供田1丁8反300歩 請僧3丁内 慶唯1丁 有真1丁 定明1丁 本請分9丁)	
八幡宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
三嶋宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
② 八講田	20丁		
八幡宮	10丁	(春季5丁 秋季5丁)	
三嶋宮	10丁	(春季5丁 秋季5丁)	
③ 仁王講	32丁2反		
八幡宮	7丁	長日 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)	
		季分 3丁8反 (仏供田2反 請僧3丁6反)	
三嶋宮	7丁	長日 3丁2反 (仏供田2反 請僧3丁)	
		季分 3丁8反 (仏供田2反 請僧3丁)	
八幡若宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
風伯社	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
柑子御宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
諸山社	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
三嶋別宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
④ 法花講	8丁6反		
八幡宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
三嶋宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
同別宮社	2丁2反	(仏供田2反 請僧2丁)	
⑤ 大般若殿	40丁7反		
八幡宮	13丁2反	長日 7丁 (仏供田4反 請僧6丁6反)	
		季分 6丁2反 (仏供田2反 請僧6丁)	
三嶋宮	13丁2反	季分 6丁2反 (仏供田4反 請僧6丁)	
		長日 7丁 (仏供田2反 請僧6丁)	
高賀茂社	1丁		
八幡比叡社	4丁7反	(仏供田2反 請僧4丁2段)	
三嶋別宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
柑子御宮	6丁4反	(仏供田4反 請僧6丁)	
⑥ 金剛般若田	31丁		
高賀茂社	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
多岐宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
乃万宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
楠本社	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
伊与村社	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
天満宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
村山社	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
諸山社	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
三嶋別宮	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
磯乃社	3丁2反	(仏供田2反 請僧3丁)	
⑦ 三ヶ所塔	19丁		
八幡宮	6丁	(仏供田4反 請僧3丁)	
三嶋宮	6丁	(仏供田4反 請僧3丁)	
別宮	7丁	(仏供田4反 請僧6丁6反)	
⑧ 柑子御不断経	13丁5反半	(仏供田5反半 請僧13丁)	

いる点が注目される。法会執行の場面では、八幡宮と三島宮は完全に对等な地位に置かれていたと考えることができよう。

このうち三島社は、中世伊予の一宮であり、国内で最有力の神社であった。神社の盛衰は世俗勢力の隆替と深い関わりをもって推移する。三島社が急速に神階を上昇させるのは、九世紀後半、越智郡司であった越智氏の勢力拡大によるもので、十世紀には伊予を代表する神社となる。伊予国司が能因法師に命じて雨乞いの歌を奉納させたことが「金葉和歌集」に見えており、一國の鎮守神として機能したことが窺える。十二世紀末以降、越智氏の流れを引くと伝える河野氏が台頭すると、その氏神となつてさらに信仰を集めていくのである。「伊予国神社仏閣等免田注進状写」によれば、「講経供料田」として八幡宮と同じく四〇町余を給付されるのに加えて、八幡宮にはない「封戸田」三十四町余も所持しており、国内における優越的な地位が経済的に保証されている。

これに対し、八幡宮は平安末期になつてから急速に勢力を拡大した神社とみられる。上島氏は、十一世紀に、受領が当社を登用したことにより一宮三島社と同格にのし上がったと推定している。たしかに、八幡山に鎮座する石清水八幡宮は、永承年中（一〇四六―五三）に伊予守源頼義が勝岡八幡を移建したとする伝承をもつ。頼義が実際に伊予守に就任したのは康平六年（一〇六三）のことであるが、東国への出兵のため赴任することができなかったようで、治暦元年（一〇六五）には重任を願ひ出ている³⁶。そもそも、源経基・満仲にはじまつて、頼光・頼信・頼義・義家・為義・義朝、そして義仲・義経と、源氏の歴代には伊予守となつた者が数多くいる。頼信・頼義以来の八幡信仰をもつ源氏が、伊予守を歴任する中で八幡信仰を伊予国内に持ち込んだことは大いにありうるところである。

とくに伊予守源頼義については、八所八幡宮の造営、七葉師の勧請な

どの伝承が残されており、しかもそれが河野氏との提携によつてなされたとされる場合が少なくない。「一遍聖絵」巻十に、「当国刺史頼義朝臣、天下泰平衆生利益のためにとて、国中に七ヶ寺をたてらける」と記されていることから、こうした伝承は鎌倉期には成立していたものと思われる。河野氏の家譜「予章記」には源頼義の四男が河野親経の掣となつて河野親清と名乗つたとされ、戦国期にできた「水里玄義」は親清を源義親の末子とし越智盛親の掣となり通明と改名したとする所伝を載せが、これらは源氏と河野氏を結びつける後世の創作とみて間違いないが、伝承が生まれる背景には源氏と河野氏の緊密な関係が想定される。事実、河野通信は治承・寿永の乱で反平氏方として大きな功績を挙げ、それが認められて西国領主の中では異例と思えるほどの厚遇をうけるのである³⁷。

鎌倉の鶴岡八幡宮は源頼義が由比郷に勧請した八幡宮を頼朝が現在地に移したものである。伊予府中の石清水八幡宮は、平野部奥の丘陵上に鎮座しており、鎌倉の鶴岡八幡宮の位置に相当すると見られることもできる。八幡山から下つた若杜川河口部には、河野親清が勧請したと伝える衣千八幡宮、河野通有の勧請という伝承をもつ男山八幡も存在する。八幡神は幕府の守護神として全国の武士たちから信仰を集めていくが、源氏の八幡信仰が伊予府中に持ち込まれる上で河野氏が重要な役割を果たしたとする推定が可能である。

もちろん、前述のとおり、河野氏は早くから古代伊予の名族越智氏との系譜関係を主張しており、越智氏の擁する三島宮との関わりも深い。既に「吾妻鏡」養和元年（一一八一）閏二月十二日条に「河野四郎越智通清」の名が見え、「与州新居系図」でも越智氏から河野氏が出出したように書かれている。「八幡愚童訓」には、河野氏が「起請文十枚マテ書、氏神三島社ヲシテヲ灰ニ焼テ自飲」したとする記事が見え、「一遍

聖絵」の正応元年（一二八六）の三島参詣記事にも「聖の義祖越智益躬は当社（三島）の氏人也」「祖父（河野）通信は神の精気をうけてしかかもその氏人となれり」とある。河野氏が越智氏の流れをひくとする説は、鎌倉期には広く流布していたと見てよからう。³⁸

以上の点を考え合わせると、新興の河野氏は一方で越智氏との系譜関係を説き、他方で源氏との結合を強調する形で勢力拡大をはかったものと推測される。「予章記」は、河野通有が蒙古軍と戦う場面で、「日本国大小之神祇、別三島・八幡祈念申」と記す。伊予の国衙祭祀における三島信仰と八幡信仰の対等性は、両神に対する河野氏の信仰を背景としていたと考えられるのである。

三 南北朝期の大祝氏と河野氏

鎌倉後期から南北朝期にかけて、伊予府中のあり方を考える上で重要なのが三島社の筆頭神官であった大祝氏の動静である。鎌倉期には一宮三島社の大祝職の補任は国宣によりなされており、大祝氏は伊予の知行国主であった西園寺氏と結びついて勢力を確保していた。³⁹西園寺氏は朝幕の連絡にあたる関東申次の職を世襲し、摂関家をしのぐ権勢をふるう氏族であった。

モンゴル合戦を契機に徳政状況・神仏興隆政策が展開すると、大祝氏はそれを背景に三島社の勢力拡大に努めた。弘安九年（一二八六）には新居郡において三島社神人が神威を背景に権益拡大をはかる動きが見られ、やがて永仁の徳政令が発せられると大祝氏も自身の所領の維持・回復に積極的に乗り出していく。⁴⁰大祝氏にとって特に重要であったのが「御家人役勤仕之地」とされる貞光名の所領であり、六波羅探題に対して貞光名の田地回復を求める訴訟を繰り返すのである。応長二年（一二三

一一二）、三島社の造営段米を一国平均役として道前部の各郷に割り当てた支配状には、目代や国衙田所紀氏と並んで、三嶋大祝三位越智氏が連署している。⁴¹紙継目には大祝氏の裏花押がすえられ、三島社造営における大祝氏の主導性が窺われる。

さて、鎌倉末期の府中周辺では、悪党・海賊勢力が頻繁に姿を現わすようになる。正和三年（一二三四）の六月と七月、六波羅探題は児玉藤行と小早川朝平に対して、両人の高市郷代官景房が海賊人右衛門五郎および雅楽左衛門次郎を擁め渡したことを賞している。高市郷はもと国成流越智氏の高市氏の勢力圏であったと思われるが、平氏に付き従って勢力を衰微させた高市氏に代わって、児玉・小早川など安芸の領主層が伊予府中に勢力を植え付けていたことが分かる。元応元年（一二一九）にも同様の六波羅御教書が小早川朝平に発せられており、⁴²当時の幕府は守護宇都宮氏や河野氏を通じて海賊追討の命令を徹底させようとはかっている。

このような中で、後醍醐天皇の討幕運動が起り、これに呼応した畿内の反乱を鎮圧するため宇都宮貞宗や河野通盛が出陣すると、その留守を衝いて伊予国内でも反乱が燃え広がった。反乱軍はとくに海上勢力を組織化していた模様で、忽那重清や祝安親は府中にあつた宇都宮氏の館を襲撃し、石井浜・喜多郡根来城・久米郡星岡山などでも幕府軍と交戦した。大祝一族の祝安親は伊予の在庁官人かつ御家人であり、道前部にあつていちはやく討幕運動に参加し、讃岐島坂山の合戦でも雅楽三郎入道・周敷浄円坊らを率いて先駆けを果たしている。正和三年の史料にみえた海賊人雅楽と同族と思われる名がここに認められることからして、悪党・海賊層が安親の配下に組み込まれていた可能性がある。

鎌倉幕府の滅亡は、河野氏が幕府に結びつくことにより築き上げてきた地歩を一挙に突き崩すものであった。行方をくらました通盛に代わっ

て、得能通網が河野氏の惣領となり、伊予国守護に任じられたようである。⁴⁶ところが、建武新政の破綻と足利尊氏の離反は、伊予の領主層に新たな対応を迫ることになる。建武三年（一三三六）、足利方に転じた河野通盛は、一族のみならず伊予国地頭御家人を統率して上洛を遂げ、畿内各地を転戦した。このとき通盛が率いた軍勢はおおむね道後部に限定され、道前部の領主は含まれていない。⁴⁷この時期には大祝安顕や祝安親も足利方に属したようであるが、河野氏の統率下には服さず、伊予支配のため下向してきた細川氏に従って国元で活動している。⁴⁸

道前部や府中周辺の領主たちには南朝方に立つ者も少なくなかったよう、府中は建武政権崩壊後も伊予における南朝の支配拠点として機能した。翌四年頃、大館氏明が下向して府中に入り、高市氏や日吉氏らが南朝方として活動する中で、大祝安顕や祝安親も足利方から南朝方に転じた模様である。⁴⁹これに対して足利方は河野通盛を伊予に帰国させたが、南朝勢を掃討する上で重要であったのが、岩松頼有と細川頼春の伊予進攻である。

建武五年二月、岩松頼有は予州誅伐のため下向することを大祝安顕に伝えており、大祝氏は北朝方に復帰したものと見られる。⁵⁰まもなく頼有は、安芸から備後を経て伊予に進攻し、新居郡を制圧したのち府中に兵を向けた。このときの岩松勢の進軍状況を窺わせるのが、鳥生（越智）貞実軍忠状である。⁵¹

この史料によれば、貞実は備後にいた岩松氏のもとに参陣し、閏七月十七日に新居関から庄司山要害を経て九月二十日には西条庄に発向した。ここで郷・得重両城を陥落させ、十月十五日に西条庄の所々を制圧したのち、同三十日に朝倉高市に打ち入って宮崎山に要害を構えた。十一月二十五日、府中より敵勢が押し寄せたため、高市郷竹林寺から佐礼山へ、さらに龍岡城へと敵を追い籠め、つづいて鴨部中村より所々を焼

き払いながら府中に攻め入り、敵を八幡山に追い登らせている。この日の貞実の奮戦を所見したのは大祝一族の庄林又七郎であった。同二十七日には、貞実は岩松氏の府中発向に従軍し、敵を佐波・龍岡両城に追い籠めた。この日の貞実の奮戦を所見したのは三島善孫五郎であり、これも三島社の関係者であったと見られる。

鳥生貞実は蒼社川河口部の鳥生の地に拠点をもつ大祝氏の一族であったと見られ、大祝職を務めた安世（安顕の父）と同一人物とする説がある。⁵²いずれにしても、鳥生・庄林・三島善氏ら、大祝氏の一族・関係者が岩松勢に従って南朝勢と交戦したことが窺われよう。岩松氏の進攻は伊予国内における南朝勢力に一定の打撃を与えたように思われる。河野通盛も岩松氏を支えて伊予の南朝勢力掃討に尽力している。しかし、延元五年（一三四〇）には忽那氏が大浜城を後詰し、安芸守護武田勢の忽那島来襲も撃退するなど、なお南朝方の力は根強いものがあつた。⁵³

興国三年（一三四二）には脇屋義助が伊予に下向して府中に入った。しかし、義助は府中で病死し、この機に乗じて、足利方は細川頼春を伊予に下向させた。頼春は安芸の小早川勢を引き入れる形で生口島を攻略し、府中の南の境にある世田山へと押し寄せた。⁵⁴世田山合戦では激戦の末、大館氏明を討ち取り、最終的に府中から南朝勢力を掃討したようである。

南北両朝による争奪の対象であつた府中周辺は、南朝勢力が衰えて細川氏と河野氏による伊予支配権をめぐる対立へと争点が移行すると、今度は細川勢と河野勢の衝突の主舞台となる。細川氏にとって、南朝方との争いを有利に進めるため河野氏の伝統的な力に頼らざるをえなかつたといえ、伊予は四国の他の国々と同様、足利政権発足以来の分国であつた。⁵⁵延文元年（一三五六）、細川頼之は目代十河遠久の奉書により伊予国分寺に寄進を行なっている。⁵⁶守護細川氏は国務を兼帯しながら、府

中に影響力を強めていたのである。貞治三年（一二三六四）、細川頼之軍が伊予に進攻し、河野通朝を世田山城で討ち取る。その子通堯（のち通直）は、いったん九州に逃れたのち、南朝方として帰国を遂げて、府中の奪還を果たす。しかし、その通直も康暦元年（一二三七九）に府中に迫る細川勢を迎え撃って佐志久原で戦死するのである。諸勢力にとつて、府中の掌握は伊予一国を支配する上で重要な意味をもちつづけたと考えられる。

平安末期に国衙の在庁官人として台頭した河野氏が、府中のうち蒼社川河口部を勢力圏としていたことは既述したが、同地域は南北朝期においても河野氏の拠点であったように思われる。当時の史料には明示されていないけれども、家譜類の記述がそれを窺わせる。「予章記」には、河野通盛のいた河野土居の館を「上殿」と称し、その子通朝が住んだ郷の毘沙丸の館を「下殿」と号したとある。「予陽河野家譜」では、河野土居が「上殿」、郷毘沙丸館が「正殿」と表現されている。河野通朝は幼名を毘沙丸と称していたようで、蒼社川の右岸には「毘沙丸」というホノギも存在し、一辺約一〇〇メートル四方の方形館の形状が認められる。

通説では南北朝期以降、河野氏は道後の湯築城に本拠地を移して分国支配を行なったとされる。しかし、少なくともこの時期までは、河野氏は河野郷土居と府中立花郷毘沙丸という二つの支配拠点を核に支配を行なっており、通盛は府中の館に子息通朝を置いて道前方面に視みをきかせていたと考えられる。これ以前、暦応四年（一二三四一）の国分寺領の安堵状、観応二年（一二三五二）の能寂寺禁制、貞治元年（一二三六二）の観念寺領の安堵状はいずれも通盛の子通遠により発給されており、通遠が府中・道前方面の管轄に当たっていた可能性がある⁵⁷。しかし、通遠の活動はその後見られなくなり、その一方で通盛はもう一人の子息通朝に

河野氏惣領の地位を譲与している⁵⁸。通朝は府中の毘沙丸館に入って分国経営の一翼を担ったのであろう。しかし、前述した貞治三年の細川勢の進攻により、通朝は府中南方の世田山城で討死にし、これと相前後して父通盛も河野郷で病死するのである。

ところで興味深いことに、通朝戦死直後の十一月の日付をもつ「三島社大祝職并八節供祭礼等事」という記録が存在する⁵⁹。細川氏の府中支配が確立した時点で作られたこの史料には、三島社の由緒、大祝職の性格、八節供祭礼の次第等が詳細に書き上げられている。それによれば、大祝は「半大明神」と号して三島大明神に擬される存在であり、大祝の相伝する大祝文は神託とみなされたという。各種の年中行事のうちで、特に重要なのが四月の祭礼であった。

四月祭礼者自十八日御酒口始至于廿日三ヶ日祭礼、同廿二日大宮上津宮下津宮三社御戸開、権神主向于大祝令踰居御封申御給次第申之時大祝免之、仍奉開御戸御寶物出入任大祝意、同日大合御供奉備、同夜号宵祭於國司御廳館屋以大祝令擬大明神、令對上卿^{國司}仰問口宮人召取犯人^{種々儀}式在之、除目以下色々御神事、以大祝号大明神、是則國土安寧之祭礼、万民与樂之儀式、嚴重無雙之御神事、崇敬無上之御祈祷也

同廿三日上卿并職掌官人氏長者氏人以下色々役人等令參烈大宮之^日、又権神主向于大祝令踰居御封申御給申等次第如廿二日、當日大祝令對上卿^{國司}奉讀大祝文、是并奉始天皇帝國吏武將、五畿七道安穩豊満、無病延命、除災与樂、天下隨分御祈祷、國中第一之御神事也、同廿四日者御子申御供奉幣以下色々御神事御祈祷之趣同前

大祝が上卿（国司代官）の前で大祝文を読み上げる儀式は、「國中第一之御神事」であるとされ、三島大明神の神威を背景とした大祝の権威が強く打ち出されている。このような内容をもつ記録が当該期に作成さ

れたということは、大祝氏の強い自己主張を意味するとみて恐らく間違いないであろう。国務を兼帯しながら府中支配を強める守護細川氏に対して、大祝氏は自らの権威を誇示して庇護を求めたのにちがいない。鳥生貞実が岩松氏に従って府中の南朝勢力と交戦したことは前述したが、河野・細川両氏の抗争が激化する中で、大祝一族は細川氏との結びつきを強めていったようである。正平二〇年（一二六五）、河野通堯が大空城を攻めたとき、城内に楯籠っていた細川方は大祝安林や庄林秀純などであったとされる。⁶⁰南北朝期の戦乱において、大祝・庄林・鳥生氏らは概ね歩調をあわせて活動しており、細川氏の指揮下にあつて河野氏とは対立関係にあつたと見てよい。大祝一族の中には細川氏の被官となつた者もいたようである。⁶¹

鳥生地区の御物川河畔には、鳥生屋敷があつたと伝えられる土地が残つており、字垣添などそれを窺わせるホノギ名もある。戦国末期には高橋にあつた大祝屋敷がこの付近に移ってきており、現在の鳥生公民館の場所には御鉾神社が、裏手には大祝墓地が存在した。鳥生屋敷から西へ五〇メートルほど行ったところにある広紹寺は、鳥生貞実と細川氏の提携により創建され、細川頼之がこの寺で父頼春の菩提を弔つたとされる。⁶²隣接する男山八幡宮は広紹寺の鎮守であつたという。また、衣干八幡社の地には貞実の城があつたとも伝えられる。こうした伝承ばかりでなく、貞和四年（一二四八）に立花郷の土地が三島宮封戸田として国衙より貞実に給与されたことは文書で確認できる。⁶³大祝一族の鳥生氏は、河野氏の勢力圏であつた蒼社川河口部に食い込むような形で勢力を伸ばしており、その背景には細川氏との結びつきが窺われる。

康暦元年（一二七九）、康暦の政変で失脚した頼之が讃岐に下向した。將軍義満は河野通直に頼之討伐を命じたが、伊予に進攻した細川勢が佐志久原で河野通直・西園寺公俊を滅ぼすに至つた。義満は通朝の遺児亀

王丸の支持を表明するけれども、以後は再び細川方が府中を掌握していたとみられる。しかし、まもなく河野氏と細川氏の講和がなされ、東予二郡を細川氏に委ねる代わりに河野氏が守護となることで妥協が成立する。⁶⁴これ以後、細川氏の勢力は府中から消えるのである。そうなると、鳥生氏ら大祝一族は河野氏との関係修復に腐心しなければならなかつたと思われる。河野氏側からすれば、国衙と結びついて自立性を保持する大祝氏を、府中・道前支配の中にいかに組み込んでいくかが大きな課題となつていくのであろう。

既に述べたように、応長二年（一三二二）に目代・国衙田所・三嶋大祝が連署した支配状により三島社造管段米が一國平均役として道前部の各郷に割り当てられ、正平二十三年（一二六八）には知行国主西園寺氏と守護河野通直が府中で「国之御沙汰始」を行なつて道前部を中心に寺社興行策がとられている。また、応永二十二年（一四一五）の能寂寺領に対する安堵状では、「且任国宣旨、且任南殿遵行旨」と記され、河野氏の配下で府中支配に当たつた南氏は国宣を遵行する形で権限を行使していたことが窺われる。⁶⁵国衙の力を過大に評価することは慎まなければならぬが、中世後期においても伊予国衙は一定の自立性を確保しつつつており、河野氏の守護支配、とりわけ府中・道前部の支配は、国衙や一宮三島社の権能に依存し、これを利用するあり方を示しながら展開していくと考えられるのである。

おわりに

古代の律令体制が崩れて中世的な体制へと変質していく過程で、社会構造の変動に伴い国府の性格や機能、立地や空間構成などは大きく変化したと見られる。この時期、国府が移動したり廃絶したりする事例も全

国的にみて少なくない。受領が在地勢力を登用することなくしては任国支配が困難になるといふ地方行政システムの変化が、その背景にあつたにちがいない。伊予においても、当初は越智氏などの郡司層が、十一世紀半ば以降は高市・新居・河野氏ら郷や本郡・別名などを単位に勢力を伸ばした開発領主層が国衙在庁に進出していくのである。⁵⁶⁾

伊予国府の所在地をめぐる議論は、かつては諸説が活発に提示されたものの、最近停滞状況にある。従来の議論の問題点は、古代の国府と中世の府中があまり区別されないまま論じられてきたことである。例えば、「与州新居系図」や国分寺文書・観念寺文書などがしばしば議論の手がかりとされたが、そこから明らかにするのは中世伊予府中のあり方であつて古代伊予国府のそれではない。本稿は、そのことに留意し、あくまでも中世、とりわけ中世前期の府中のあり方に関して、在庁官人・寺社勢力・大祝氏などを中心に考察を行なつてきた。そこから明らかになつたのは、中世前期の伊予府中における河野氏の勢力拡大と、それにもかかわらず自立的な性格を保持しつづけた国衙や一宮の存在である。南北朝内乱期を経て、河野氏は伊予国守護職を獲得し、それまで以上に社会的比重を高めていく。府中に対する影響力も、中世前期に比べ格段に強化されたであろう。中世後期における河野氏の府中支配のあり方については、別途に考察を深めていく必要があると思われる。

注

- (1) 小川信「中世都市」府中」の展開」(思文閣出版、二〇〇一年)。
 (2) 川岡勉「中世伊予の府中・守護所と河野氏」(『社会科』学研究)一五、一九八八年)。
 (3) 筆者は、二〇〇二年三月十日に鳥生屋敷保存研究会主催の歴史講演会に

おいて、「中世の伊予府中と鳥生屋敷」と題する報告を行なつた。本稿は、このときの報告をもとにしている。

(4) 今治市教育委員会「八町1号遺跡」(一九九五年)。中世後期になると、遺物は減少する。

(5) 中寺遺跡は、十三・十四世紀を盛期とする弥生・江戸の複合遺跡である。

(6) 木下良「古代道路の遺構」(木下良編「古代を考える 古代道路」吉川弘文館、一九九六年)。

(7) 八幡山の麓にある五十嵐より郷村までの六か村は、かつて中通と呼ばれた(今治夜話)巻五)。石清水八幡宮の大祭は、神輿が鳥生村の衣干まで御幸する盛大なもので、かつては中通祭と呼ばれたという。

(8) 惣社の所在地は蒼社川の周辺とみて間違いないが、具体的な場所については幾つかの説がある。八幡山の突端に位置する伊加奈志社を総社明神とするのは「愛媛面影」などに載せられた伝承であり、必ずしも確証のある説ではない。しかし、後述する神社仏閣等免田注進状写に、式内社たる伊加奈志社の名が見えず、一方で多くの最勝講の供料田をもつ惣社宮の名が記載されているところからみて、伊加奈志社と惣社の可能性はかなり高いと考へる。

(9) 中世府中の空間構成が、しばしば鎌倉をモデルとするものであつたことは、齊藤利男氏によつて指摘されている(齊藤「荘園公領制社会における都市の構造と領域」『歴史学研究』別冊(一九八四年度)一九八四年)。

(10) 暦応元年十二月鳥生貞実軍忠状(『愛媛県史資料編 古代・中世』六四二、以下「県史」六四二と略記する)。

(11) 「本朝文粹」。

(12) 建長七年十月伊予国神社仏閣等免田注進状写(『県史』一七四)。国分寺文書の年中行事案に見える「楠本神宮寺」も同じものを指すと思われる、楠本社の神宮寺として発達した寺院であつたと考えられる(『県史』一一八〇)。

(13) 後述する越智本郡のあり方から、越智郡衙の所在地は中寺付近とする説が有力である。国府の所在地もこの付近であつたとすれば、国衙と国府所在郡の郡衙とが近接していたことになる。出雲では文献史料から国衙と郡衙が同じ場所にあつたことが知られているが、出羽・下野・上総・武蔵・相模などでも、国衙と郡衙が併置されていたことが推定されており、決し

て珍しいことではなかったと考えられる(小川前掲書九九頁参照)。

- (14) 田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」(「荘園制と武家社会」吉川弘文館、一九六九年、のち田中「鎌倉幕府御家人制度の研究」所収)、川岡勉「中世伊予の開発領主と国衙」(「愛媛大学教育学部紀要」第二部 人文・社会科学」二四二一、一九九二年)。

- (15) 西条市伊曾乃神社所蔵。

(16) 為成流は新居郡、野間郡までの広い範囲に勢力を伸ばしており、河野氏や日吉氏などとも婚姻関係を結んでいる。その名乗りからみてもとは新居郡がこの一流の本拠地であったと考えられるが、のち桑村本郡に拠点を移したようである(川岡勉「南北朝期の在地領主・氏寺と地域社会」『ヒストリア』一四二、一九九四年)。

- (17) 康安二年四月八日観念寺寺領注文(「県史」八五三)。

- (18) 建長七年十月伊予国神社仏閣等免田注進状写(「県史」一七四)。

(19) 一般に十一世紀中頃、地方行政制度が変化し、郷や保・別名などの単位が自立して国衙に直結するようになり、郷の上部機構としての令制下の郡は消滅したとされる。伊予の場合、郡の中核部分が「本郡」と呼ばれて郷・別名などと同列に位置づけられるようになることが多い(川岡前掲「中世伊予の開発領主と国衙」参照)。

(20) 能寂寺は清水里や古浜里にある越智本郡内の田地を寄進などを通じて集積している(「県史」三八一・四六六・八四五)。桑村郡の観念寺にも、越智本郡内の古浜里の田地が寄進されている(「県史」一〇三二)。

(21) 「与州新居系図」を作成した凝然はこの系統に属し、彼が出生したのは高橋郷であったとされるから、頼成領越智氏は高橋郷にも拠点を有していたことが予想される。

- (22) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(「愛媛大学教育学部紀要」第二部 人文・社会科学」二六一、一九九三年)。

(23) 久葉裕可「鎌倉初期における河野氏の権限についてーいわゆる「元久下知状」の評価を中心にー」(「四国中世史研究」三、一九九五年)。

- (24) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(前掲)。

- (25) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(前掲)。

(26) 為成流の惣領家である新居氏が本拠地としていくの桑村郡であった。

- (27) 水谷類「国司神拝の歴史的意義」(「日本歴史」四二七、一九八三年)。

- (28) 久寿三年三月十三日伊予国司庁宣(「県史」八六)。

- (29) 川岡勉「中世伊予の府中・守護所と河野氏」(前掲)。

- (30) 応永十九年三月霊乗上人言上状(「県史」一一八〇)。

- (31) 建長七年十月伊予国神社仏閣等免田注進状写(前掲)。

(32) 細かくみると、三島宮の神宮寺の封戸田がdに含まれたり、hに有都宮社の治田が記載されるなど、神社分と寺院分を截然と分かつのは問題があるが、概ねこうした区分を読み取るのは的外れではあるまい。

- (33) 上島享「中世宗教支配秩序の形成」(「新しい歴史学のために」二四二・二四三合併、二〇〇一年)。

(34) 神社仏閣等免田注進状写に姿をみせる神社は、式内社または越智郡に所在する神社にほとんど限られる。これは、この史料があくまで国衙と関わりをもち、国衙から免田を給付される神社を書き上げたものであることによると思われる。そのため、府中をはじめ道前部の神社が多く、道後部は少ないという結果になるのである。したがって、この史料から国衙祭祀を支える宗教秩序が府中・道前部を中核に成り立っていたことを読み取ることができたとしても、それが国内でどのような比重を占め、いかなる位置づけにあったかは、別途に分析されなければならない。上島氏のように、この史料をもとに国内の宗教秩序全体を問題にするのは無理があり、史料の性格からくる限定性を考慮しながら論じられるべきだと思われる。

- (35) 「扶桑略記」康平六年二月二十七日条。

- (36) 「本朝統文粹」。

- (37) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(前掲)。

(38) 中世伊予の有勢者の多くは古代の氏族越智氏との系譜関係を説く。越智氏の流れをくむ一族が国衙在庁を主導し、これに婚姻関係や養子関係などを通じて結びついた諸氏が加わって、越智姓が拡大していくのであろう。播磨国司藤原基隆が伊予国司を兼帯したとき、播磨から伊予にとって国務奉行人を務めた人物の子が、伊予国衙の案主大夫義信の養子となって越智姓に改姓したことが、鎌倉期の「別宮系図」に見えている。戦国期には河野氏の娘嫁となった来島村上氏が越智姓を許されるなど、こうした動きは中世社会を通じて認められる。

- (39) 堀元数義「鎌倉期伊予国における知行国主と在地支配」(「伊予史談」三〇三、一九九六年)。

- (40) 弘安九年三月九日某御教書 (『県史』二一九七)。
 (41) 永仁六年十二月十六日六波羅御教書、正安二年三月十八日六波羅御教書、正安二年八月十八日六波羅下知状案、正安三年十一月七日六波羅下知状、正安三年十二月五日六波羅御教書、正安三年十二月十二日六波羅御教書 (『県史』三六三・三六七・三七〇・三七二・三七三・三七四)。
 (42) 正長二年三月大山積神社造管段米支配状 (『県史』四四四)。
 (43) 正和三年六月二十九日六波羅御教書、同年七月二十一日六波羅御教書写 (『県史』四五七・四五八)。
 (44) 元応元年閏七月二十五日六波羅御教書写 (『県史』四八三)。
 (45) 元弘三年六月十七日祝安親軍忠状 (『県史』五五〇)。
 (46) 吉井功兒「建武政権期の国司と守護」(近代文芸社、一九九三年)。
 (47) 建武三年六月十三日河野通盛手負注文 (『県史』五九四)。
 (48) 建武三年四月三日細川定禅書下、同年十月八日細川皇海施行状 (『県史』五九〇・六〇九)。
 (49) (延元二年カ) 三月三日四条有資軍勢催促状、同年十一月十九日平貞政安堵状 (『県史』六一八・六三三)。
 (50) 建武五年二月二十日岩松頼有書下 (『県史』六三六)。
 (51) 暦応元年十二月鳥生貞実軍忠状 (『県史』六四二)。
 (52) 鳥生恵子「鳥生又三郎貞実と鳥生大祝家」(『西条史談』五三、二〇〇一年)。
 (53) 忽那一族軍忠次第 (『県史』六八二)。
 (54) 康永元年十月二十日小早川氏平軍忠状、同年十一月小早川氏平言上状写 (『県史』六七八・六八〇)。
 (55) 川岡勉「足利政権成立期の一門守護と外様守護―四国支配を中心として―」(『日本歴史』五八一、一九九六年、のち川岡「室町幕府と守護権力」吉川弘文館、二〇〇二年に所収)。
 (56) 延文元年九月十四日目代十河遠久奉書写 (『県史』八二七)。
 (57) 暦応四年三月八日河野通遠請文写、観応二年二月十七日河野通遠禁制、貞治元年十一月十四日河野通遠安堵状 (『県史』六六七・七七三・八五八)。
 (58) 康安三年二月十二日河野通盛讓状写 (『県史』八六三)。
 (59) 貞治三年十一月三島社大祝職并八節供祭礼等事 (『三島宮御鎮座本縁』)。
 (60) 『予陽河野家譜』。

- (61) 康暦元年十一月三日、大祝一族とみられる府中の庄林七郎に対して桜井郷内の下地を祝三郎に給付するよう命じたのは細川氏であったと思われる (『県史』一〇一八)。また、応永頃にも、庄林入道が細川満元の意をうけて大野氏の動員を画策したことが認められる (『県史』一一九七)。
 (62) 鳥生貞実は八幡山の麓にある仏城寺を創建したとされ、仏城寺には足利尊氏や貞実の祖父寺町忠実のものと伝える位牌が残されている。鳥生氏は細川氏を通じて足利將軍家に結びつこうとしていたとも考えられる。
 (63) 貞和四年十二月九日惣田所紀朝臣宛行状 (『県史』七三六)。
 (64) 川岡勉「中世後期の分郡知行制に関する一考察」(愛媛大学教育学部紀要 第二部 人文・社会科学) 二十、一九八八年)。
 (65) 応永二十二年九月二十三日河野通熙安堵状写 (『県史』一一八九)。
 (66) 川岡勉「中世伊予の開発領主と国衙」(前掲)。

付記 本稿のもとになる報告を準備するにあたり、鳥生恵子氏ならびに鳥生屋敷保存研究会の方々より現地調査や資料提供などで便宜をはかっていただいた。厚くお礼申し上げる次第である。

(二〇〇二年五月十六日受理)